

会 員 規 約

一般社団法人ケア e スポーツ協会

(目的)

第1条

この規定は、一般社団法人ケア e スポーツ協会(以下「本協会」という)の協会規定第3章「組織及び会員」における「会員」に関する事項を定めるものとする。

(会員の定義)

第2条

この規定でいう会員とは、本協会の目的に賛同して入会し、その趣旨に沿った活動、事業を行う、又は応援する個人または法人及び団体等をいう。

(会員の区分)

第3条

会員の区分は、次のとおりとする。

(1) 特別会員

本協会の目的に賛同し、本協会の活動、事業を応援する都道府県、市区町村およびその関連機関または学校教育法上で定められた教育機関で、自治体特別会員として入会を希望するもの

(2) 一般会員

本協会の目的に賛同し、高齢者及び障がい者の e スポーツの普及・発展に寄与すると共に、その趣旨に沿った活動、事業を行う介護施設又は障がい者施設で、一般会員として入会を希望するもの (加盟は施設単位とする)

一般会員となる加盟施設の利用者は、本協会主催の大会への参加権を付与する。

(加盟金及び会費)

第4条

本協会の会員は協会規約第5章で定められた会議(社員総会)において定められた加盟金及び会費を納入しなければならない。

加盟金 50,000 円 (消費税別途)

会費 特別会員 なし

一般会員 年間 30,000 円 (消費税別途)

(入会)

第5条

入会手続きは、次のとおりとする。

(1) 特別会員

特別会員として入会を希望するものは、「会員入会申込用紙」に必要事項を記して申し込みを行い、社員総会の承認を得なければならない。

(2) 一般会員

一般会員として入会を希望するものは、「会員入会申込用紙」に必要事項を記して申し込みを行い、社員総会の承認を得なければならない。

(3) 個人会員

一般会員として入会を希望するものは、「会員入会申込用紙」に必要事項を記して申し込みを行い、社員総会の承認を得なければならない。

(会員等の有効期間)

第6条

会員等の登録有効期間は入会のタイミングに関わらず年度単位とし、本協会の会計年度末である毎年3月末までを期限とする。

(登録の更新)

第7条

登録の更新については、登録有効期限の1ヵ月前までに退会等の申し出がない場合には登録有効期限の翌日より1年間の自動更新とする。

(退会・除名・会員資格の喪失と抛出金品の不返還)

第8条

退会・除名・会員資格の喪失に関しては以下のように定める。なお退会・除名・会員資格の喪失が生じた場合には、既に本協会に収めている会費もしくは金銭、物品、サービス等の返還は行わない。

- (1) 会員は退会を希望する場合、その1ヵ月前までに本協会事務局に届け出を行うこととする。
- (2) 会員が本協会の目的に反する、もしくは社会的規範に照らしてふさわしくないと判断される場合は、社員総会の承認を経て除名することができる。

(年度途中の入会の場合の会費の扱い)

第9条

一般会員が年度途中で入会した場合、年会費は残りの有効期限をもとに切り上げによる月割計算を行う。

(個人情報の取扱い)

第10条

会員及び入会申込者は、本人から直接本協会に対して提示した会員の個人情報を次項に定める利用範囲において利用することに同意するものとする。

- (1) 本協会は、会員の登録内容に含まれる個人情報を、会員への連絡、通知、照会等や会員制度を運用する上で必要な範囲を超えて利用しない。また、次の各号のいずれか

に該当する場合を除き、第三者に開示しない。

1. 会員本人の同意がある場合
2. 本協会と機密保持契約を締結している協力会社・団体、提携会社・団体、或いは業務委託会社・団体に対して、発送業務等個人情報を開示する必要がある場合

(付則)

第 11 条

この規定は、社員総会の承認を経て改定または廃止することができる。

2020 年 9 月 1 日 施行

2022 年 4 月 1 日 改定